

少年を有害情報から守るのは「保護者の義務」です。

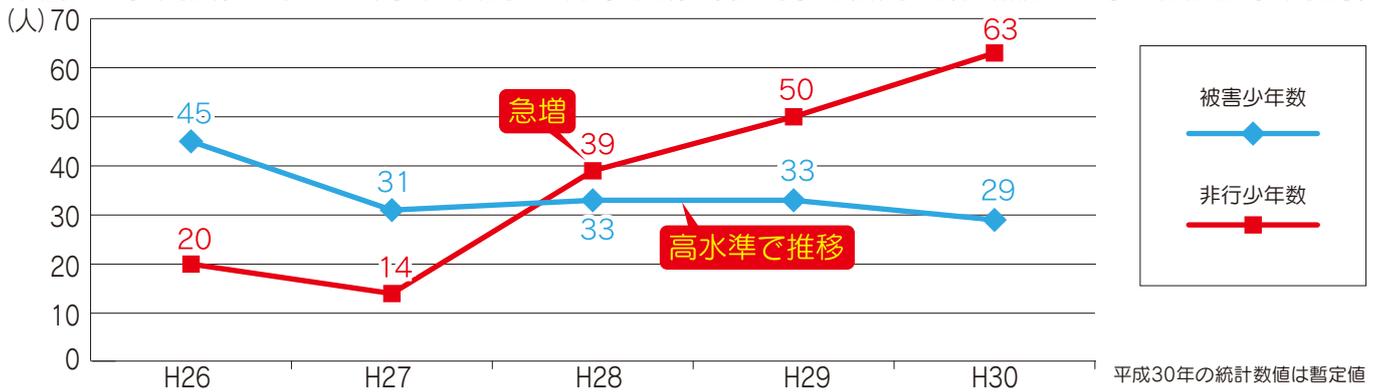


©2010熊本県くまモン

熊本県少年保護育成条例では、「保護者は、フィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスの利用その他の方法により、その監護する少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない(第18条の2第1項)。」旨規定されています。

SNS等に起因する福祉犯の被害少年数とインターネット利用の非行少年数（熊本県）

※福祉犯とは、少年を虐待し、酷使し、その他少年の福祉を害し、又は少年に有害な影響を与える犯罪をいう。統計数値については、県外居住の少年を含む。



平成30年の統計数値は暫定値

※引用元 熊本県警察ホームページ

1. フィルタリングサービスの活用

携帯電話販売店では、携帯電話の契約者又は使用者が少年の場合、契約時に「フィルタリング」が義務付けられています。

もし、保護者の方が、断った場合は、フィルタリングを利用しない理由等を記載した書面又は電磁的記録を携帯電話販売店に提出しなければなりません。

熊本県少年保護育成条例では、

■保護者は、法第15条ただし書の規定によりフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、保護者が少年の携帯電話端末等によるインターネットの利用の状況を適切に把握することその他のフィルタリングサービスを利用しない理由を記載した書面又は当該理由を記録した電磁的記録を、携帯電話インターネット接続役務提供事業者(法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下この条において同じ。)に提出しなければならない(第18条の3第2項)。

■保護者は、法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置(以下この条において「フィルタリング有効化措置」という。)を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、保護者が少年の法第16条に規定する特定携帯電話端末等によるインターネットの利用の状況を適切に把握することその他のフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由を記載した書面又は当該理由を記録した電磁的記録を、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない(第18条の3第3項)。

と規定されています。

平成31年(2019年)4月1日一部改正

2. 家庭でのルールづくり

- 知らない人とやり取りをしない。
- インターネットで知り合った人と会わない。
- 自分の部屋には携帯電話を持っていかない。
- 使用時間を決める。
- 会員登録が必要なサービスの利用については保護者に相談する。
- 個人情報は書き込まない。
- 人の悪口や嫌がることを書き込まない。

熊本県少年保護育成条例が 改正されました!

平成31年(2019年)4月1日施行

熊本県少年保護育成条例では、
**少年に児童ポルノ等の自撮り画像を
要求する行為を禁止** しています。

また、違反した場合には、
30万円以下の罰金 が科せられます。



■児童ポルノ等とは？

児童ポルノ等とは、分かりやすく説明すると、
18歳未満の者の裸等を描写した

- 画像
- 映像を保存したDVD
- 写真
- メールで送らせた画像データ などのことです。



※児童ポルノ等とは、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録」のことです。

条例で禁止される行為

少年に対して、当該少年に係る児童ポルノ等を要求する以下の行為

- 少年に拒まれたにもかかわらず、提供を求めること
- 少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させる方法により提供を求めること
- 少年に対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により提供を求めること

熊本県少年保護育成条例に関するお問い合わせ先

〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県環境生活部県民生活局くらしの安全推進課 青少年班

熊本県少年保護育成条例

検索

TEL 096-333-2294